改訂のあらまし

【図書名等】 「有機溶剤作業主任者テキスト」(第10版)

コード No. 23274 定価 1,980 円(本体 1,800 円+税 10%) 352→392 ページ

【改訂のあらまし】

【改訂のあらまし】	
改訂のあらまし	該当頁
令和2年8月の第9版発行後の法令改正への対応、掲載情報の最新化、関係資料の新規掲	
載等を行った。	
主な改訂箇所は次のとおり。	
第1編 有機溶剤作業主任者の職務	
・第2章「4 リスクアセスメントとコントロール・バンディング」を「4 リスクアセスメ	19
ント」と改めた。	
・図 1-3 (CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル) の流れ) を追加した。	21
・「4 リスクアセスメント」に「(4) リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低	22
減措置」を追加した。	
・「5 安全データシート (SDS)」に SDS 等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新に関す	23
る記述を追加した。	
・第3章として「化学物質の自律的な管理」を新設した。	26
第2編 有機溶剤による健康障害およびその予防措置に関する知識	
・【事例7】を追加した。	45
・応急措置に関し、新型コロナウイルス感染症対応に関して発せられた厚生労働省指針に対	57-65
応した記述を図 2-6 の下へまとめた。	
・第1章5(2)⑦にオートショック AED についての記述を追加した。	64
・第1章5(2)⑧の「腹部突き上げ法」と「背部叩打法」の順序を入れ替えた。	65
第3編 作業環境の改善方法	
・第6章「1 点検と定期自主検査」の定期自主検査についての説明を改めた。	116
・第5章を第7章に順序を変更し、「特別規則の規定による多様な発散防止抑制措置」と章	125
名を改めた。	
・第8章として「化学物質の自律的な管理による多様な発散防止抑制措置」を新設した。	126
・図 3-15 (個人サンプラーによる測定)を追加した。	130
・第9章に「4 作業環境測定結果の第3管理区分に対する措置」「5 個人サンプリング法	132-134
の適用対象作業場と適用対象物質の改正」を新設した。	
第4編 労働衛生保護具	
・「フィットテスト」、「漏れチェック」と記載していたものを着用時の漏れをチェックする	149 他
ことを意味するものとして「シールチェック」と改めた。	
・第1章「概説」とし、以降の章番号を改めた。	137
・表 4-1 に「有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具」を追加した。	138
・第1章の最後に〔参考〕として有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具についての記述を	138
追加した。	100
・表 4-2 を図 4-1 と改めた。図中に「有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具」を追加した。	139
同図中の給気式について「○空気中の粉じん、有毒ガスが対象」を「○酸欠に有効」と改	
めた。	100
・第2章1の図4-1の説明を改めた。	139
・第2章「1 呼吸用保護具の種類」に「(6) 有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具」を	140

ー 新設した。	
・図 4-2 に「有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具」を追加し、有害物質の種類に「粒子	141
状+気体」を追加した。	
・表 4-2 を「令和 2 年厚生労働省告示第 286 号別表第 1~4」に改めた。	143
・写真 4-1、4-2、4-3、4-5、4-6、4-7、4-8 の一部を最新のものに差し替えた。	144-171
第4章2⑤の記述を改めた。	159
・写真 4-6 に保護めがねを追加した。	164
・写真 4-8「割烹着」を「ガウン」、「前掛け」を「エプロン」と改めた。	171
・第4章3「(2)エプロン,前掛け等」を「(2)部分化学防護服」と改めた。	171
第 5 編 関係法令	
・第1章4(2)の囲み内の条文を更新した。	177-178
・第2章4に法令改正に対応した記述を追加した。	185
・第2章5(2)に電動ファン付き呼吸用保護具についての記述を追加した。	186
・第2章5(4)②の記述を更新した。	187
・第2章5(4)④に化学物質の自律的な管理についての記述を追加した。	188
・〔参考〕として「労働安全衛生規則中の化学物質の自律的な管理に関する規制の主なもの」	194-198
を追加した。	
・第3章1に法令改正に対応した「(6)管理の水準が一定以上の事業場の適用除外」を新設	203
した。	
・第3章2(3)、3(7)、3(8)、4(3)、4(4)、4(5)、5(6)、6(4)、7(1)、7(2)に法令改正に対応	204-218
した記述を追加した。	
・第3章4(3)に法令改正に対応した記述を追加し、図5-3を削除した。	210
・第3章5に「(7)作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の措置」を新	215
設した。	
・第3章6に「(5)ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和」を新設し	218
た。	
・第4章中、第4条の2の新設に伴い、「解説」を追加した。	227
・第4章中、第24条、第30条の4、第33条の「解説」の内容を整備した。	244-253
・第4章中第4条の2、第9条、第13条の2、第13条の3、第18条、第18条の2、第19	225-254
条の2、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条の3、第29条、第30条の4、第	
32条、第33条、第35条、第37条を法令改正に対応して改めた。	
・第4章中様式第1号、様式第2号、様式第2号の2、様式第3号、様式第3号の2、様式	256-267
第4号、様式第5号を法令改正に対応して改めた。	
・第4章中「様式第1号の2」を法令改正に対応して追加した。	257
・〔参考〕として、令和6年4月1日施行の有機則の改正条文を掲載した。	268
・表 5-4、5-5、5-9 を法令改正に対応して改めた。	279-282
・第5章中「特定化学物質障害予防規則(抄)」を法令改正に対応して改めた。	284-298
・〔参考〕として、令和6年4月1日施行の特化則の改正条文を掲載した。	303-305
参考資料	
・「有機溶剤中毒予防規則第24条第1項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を	309
定める告示」を削除し、「参考資料 1」として「労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 2	
項,有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第1号,鉛中毒予防規則第3条の2第1項第	
1号及び特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣	
が定める者」を掲載した。	
・「参考資料 2」として「第3管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方	310
法等(抄)」を掲載した。	
・「参考資料 5、10、12」を法令改正に対応して改めた。	331, 359, 370

中央労働災害防止協会